

本年 9 月に長期給付に係る 掛金率が引き上げられます

平成 16 年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成 18 年 9 月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位: %)

区分	平成 17 年 9 月 ~ 平成 18 年 8 月	平成 18 年 9 月 ~ 平成 19 年 8 月
給料に 対する割合	8.58625	8.8075 (+ 0.22125)
期末手当等 に対する割合	6.869	7.046 (+ 0.177)

給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成 19 年以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

【長期給付に係る掛金率の今後の引上げ】 (単位: %)

区分	平成 19 年 9 月 ~ 平成 20 年 8 月	平成 20 年 9 月 ~
給料に 対する割合	9.02875 (+ 0.22125)	9.25 (+ 0.22125)
期末手当等 に対する割合	7.223 (+ 0.177)	7.4 (+ 0.177)

長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。